

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2011～2016年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2011年度	1,440	653	26	41
2012年度	1,001	429	17	9
2013年度	875	444	19	13
2014年度	1,033	424	19	12
2015年度	955	490	16	13
2016年度	812	435	14	10

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2011年度	1,416	1,274	90.0%
2012年度	989	897	90.7%
2013年度	853	755	88.5%
2014年度	1,012	923	91.2%
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	792	704	88.9%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2017年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2017年度	1,101	623	17	15
2017年4月～6月	232	151	3	2
2017年7月～9月	246	112	3	1
2017年10月～12月	290	181	6	8
2018年1月～3月	333	178	5	4
2018年度	1,009	561	24	35
2018年4月～6月	250	141	6	11
2018年7月～9月	287	153	6	2
2018年10月～12月	271	161	9	15
2019年1月～3月	201	106	3	7
2019年度	688	376	13	27
2019年4月～6月	178	79	2	2
2019年7月～9月	162	96	3	3
2019年10月～12月	152	107	2	14
2020年1月～3月	196	95	6	7
2020年度	305	165	14	7
2020年4月～6月	133	57	8	2
2020年7月～9月	172	108	6	4
2020年10月～12月				
2021年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2017年度	1,062	958	90.2%
2017年4月～6月	227	204	89.9%
2017年7月～9月	236	220	93.2%
2017年10月～12月	281	252	89.7%
2018年1月～3月	318	282	88.7%
2018年度	948	860	90.7%
2018年4月～6月	238	208	87.4%
2018年7月～9月	278	247	88.8%
2018年10月～12月	256	237	92.6%
2019年1月～3月	176	168	95.5%
2019年度	620	543	87.6%
2019年4月～6月	168	148	88.1%
2019年7月～9月	147	129	87.8%
2019年10月～12月	134	115	85.8%
2020年1月～3月	171	151	88.3%
2020年度	118	110	93.2%
2020年4月～6月	71	64	90.1%
2020年7月～9月	47	46	97.9%
2020年10月～12月			
2021年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

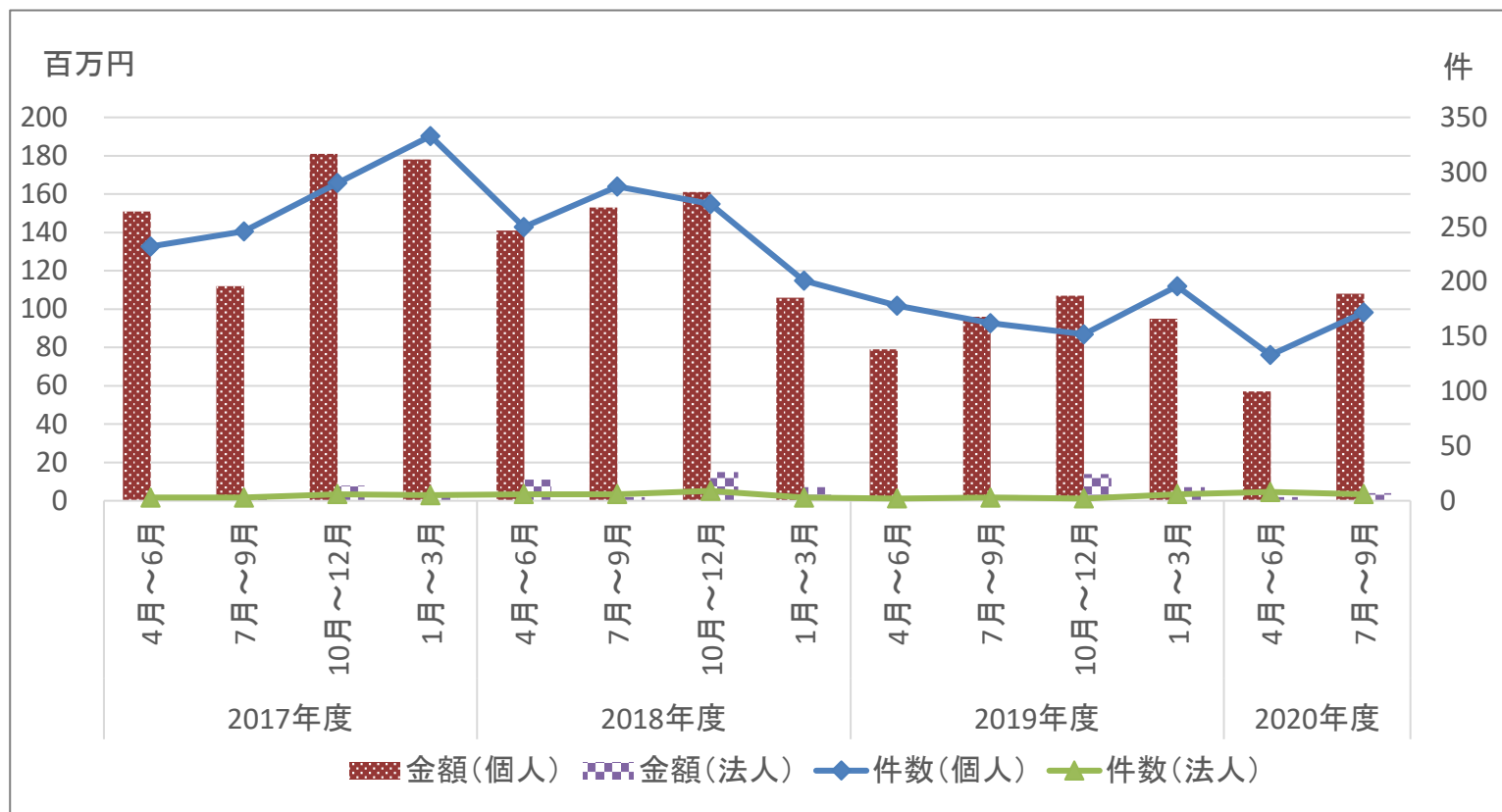
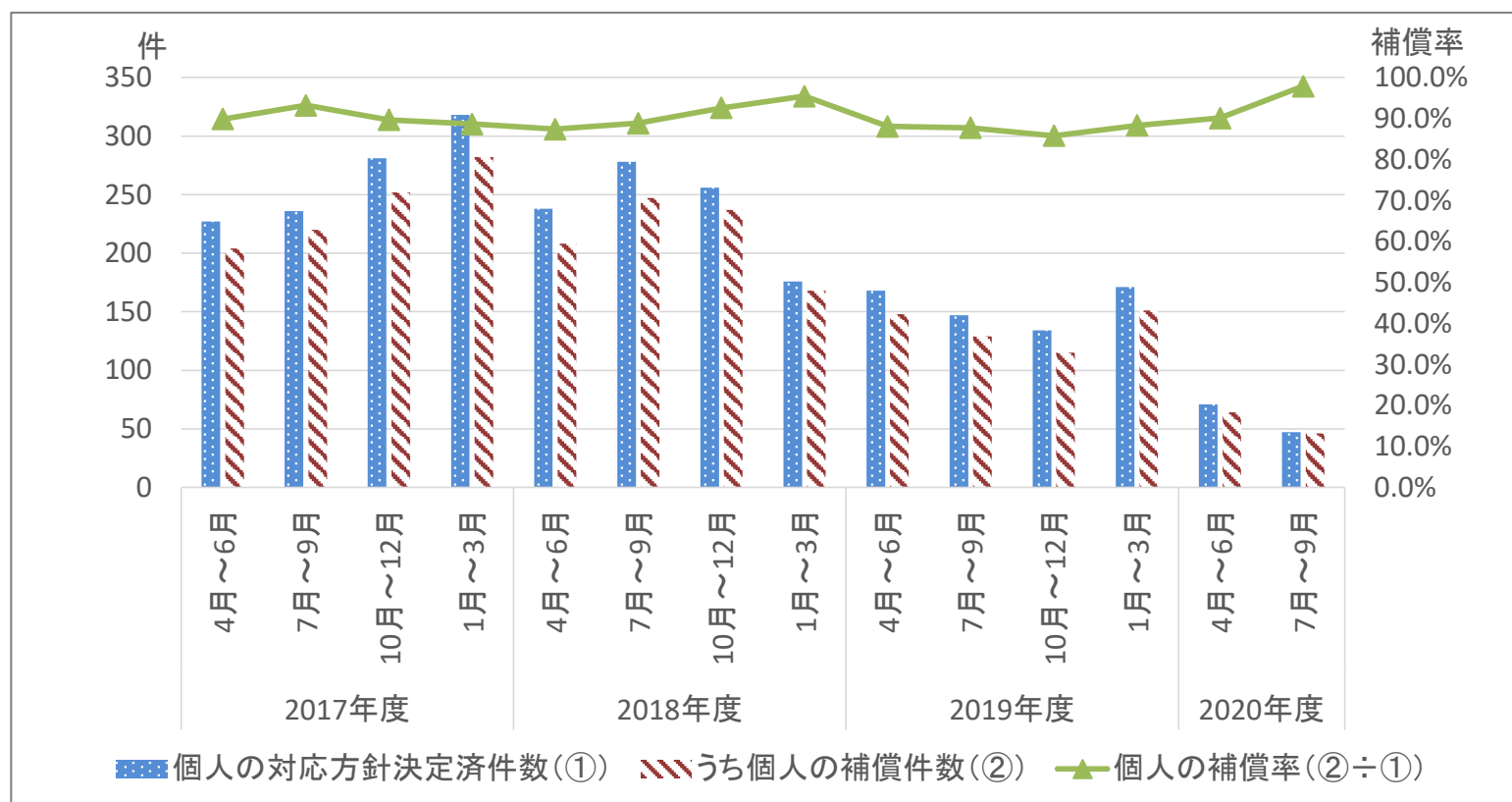


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以 上